# 東串良町学校給食共同調理場　調理業務委託

# プロポーザル企画提案実施要領

東串良町教育委員会

１．趣旨

この要領は、東串良町学校給食共同調理場において、児童・生徒により一層の安心・安全な美味しい給食を提供するために、東串良町学校給食共同調理場調理業務を民間事業者に委託するにあたり、複数の事業者から豊富な経験に基づく企画の提案を受け、町の選定基準により審査した上で確かな調理配送従事体制が確立できる等に優れた事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

２．概要

（１）業務の名称

東串良町学校給食共同調理場調理業務委託

（２）事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

（３）業務内容

別添「東串良町学校給食共同調理場調理業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）による。

（４）履行期間

委託業務の実施期間は、令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

（５）提案上限額

本業務の提案上限額は、９６，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）であり、年度ごとの上限額は、以下のとおりである。

令和３年度　３２，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

令和４年度　３２，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

令和５年度　３２，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

※地方自治法214条に基づく債務負担行為による３年契約となる。

※契約期間中に消費税率の引き上げが行われた場合は別途協議する。

（６）事務局（書類提出先、問い合わせ先）

東串良町学校給食共同調理場

〒893-1613

鹿児島県肝属郡東串良町川西１９３番地

ＴＥＬ/ＦＡＸ　0994－63－1051

３．参加資格要件

参加資格者は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）法人格を有していること。

（２）地方自治法施行令第167条の４第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく東串良町の入札参加制限を受けていないこと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
（４）民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
（５）過去3年間の間に、公立学校における共同調理場１場における1日あたりの大量調理施設（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設。以下同じ）での調理業務受託実績があり、現在も学校給食の調理業務を受託していること。
（６）法人税及び法人事業税に滞納がないこと。
（７）東串良町暴力団排除条例第2条1項、同条2項に定める者及び団体に該当しないこと。また、代表者・役員等のうち密接関係者がいないこと。

４．募集要領等の配布
（１）配布場所　東串良町学校給食共同調理場
※東串良町ホームページからもダウンロード可能
（２）配布期間　令和2年10月30日（金）～11月13日（金）

５．プロポーザルのスケジュール
（１）実施要領等の公表、配布・・・・・令和2年10月30日（金）
（２）事業者説明会・・・・・・・令和2年11月6日（金）午前10時～
（３）要領等に関する質問提出・・令和2年11月9日（月）～11月13日（金）
（４）要領等に関する質問への回答日・・・令和2年11月20日（金）
（５）参加表明書の提出・・・・・令和2年11月24日（火）～11月27日（金）
（６）提案書の提出・・・・・・・令和2年12月7日（月）～12月9日（水）
（７）プレゼンテーション・・・・令和2年12月23日（水）予定
（８）結果通知・・・・・・・・・令和2年12月下旬予定
※日程は町の都合により変更することもある。

６．提出書類等
（１）事業者説明会・・・令和2年11月6日（金）
実施場所・・・・・東串良町学校給食共同調理場
参加者は令和2年11月5日（木）までに「事業者説明会参加申込書」（様式5号）を提出する。
※事業者説明会に参加しないものは、参加表明書を提出できない。
（２）質問書の提出について
① 質問書（様式第3号）
② 提出期間・・・令和2年11月9日（月）～11月13日（金）
③ 電子メール、もしくはＦＡＸにて事務局に提出すること。

④ 回答方法・・・電子メール
送信後は、送信したことの連絡を電話にて事務局に提出すること

（３）参加表明書提出について

プロポーザル参加表明書（様式第1号）

① 会社概要書（様式第2号）

② 提出期間・・・令和2年11月24日（火）～11月27日（金）

③ 提出方法・・・提出期限までに事務局に郵送（必着）または持参すること。

④ 提出部数・・・正本1部、副本12部

（４）企画提案書等

① 提出書類等

（ア）企画提案書（鏡のみ様式あり。内容は任意様式）
後述②の企画提案書の課題等及び仕様書に基づき事業者の実施内容を提案するもの。

（イ）委託業務実績書（任意様式）
本要領３．(5) に示すもの

（ウ）見積書(任意様式)
見積書には、年度毎概算事業費並びに総額概算事業費を税抜額と消費税額に分けて記載すること。また、仕様書に記載してある受託者が負担する経費について年度毎積算内訳書を添付すること。
事業限度額を超える見積額の提案があった場合は失格とする。

（エ）会社概要（任意様式）
会社の沿革、組織等のわかるもの。(既存のパンフレットでも可)

（オ）誓約書（様式第４号）

（カ）提出期間・・・令和2年12月7日（月）～12月9日（水）

（キ）提出方法・・・提出期限までに事務局に郵送（必着）又は持参すること。

（ク）提出部数・・・正本1部、副本15部

② 企画提案書の課題等

（ア）人員配置及び調理について

（イ）学校給食に対する基本的な考え方について

（ウ）安全衛生管理体制について

（エ）職員研修の方法及び内容について

（オ）業務遂行能力について

（カ）信用状況の確認について

（５）企画提案書の提出時の留意点

① 提出する企画提案書等は、1社第1案のみとし、第2案は認めない。

② 企画提案書等を受理した後は、その追加修正は認めない。

7．審査

（1）プレゼンテーション

① 実施日時・・・令和2年12月23日（水）予定

② 実施施会場・・・東串良町役場3階委員会

〒893-1693

東串良町川西1543番地

③ 実施時間・・・30分以内とする。（提案説明20分、質疑応答10分）

④ 機材・・・説明に必要となる機材（パソコン、プロジェクター、スクリーン）は本町で準備する。ただしパソコンについては事業者持ち込みも可とする。

⑤ その他

（ア）順番は参加表明書提出順とする。

（イ）プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書等を使用して説明すること。当日の追加資料は認めない。

（ウ）出席者は説明者を含めて3人までとする。

（2）審査結果の通知

令和2年12月下旬を予定する。優先交渉権者及び次点者、非採用を文書又は電子メールで通知する。なお審査結果の異議申し立ては一切認めないものとする。

8. 契約

契約に関して、企画提案書等を必ず実施することとし、契約の協議調整を行い、合意が得られた時点で、見積書を徴して随意契約により契約を締結する。また、審査の対象者が１社の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が本事業の受託者に適していると認められる場合は、その者を優先交渉者とし、随意契約により契約を締結する。

9. その他留意事項

（1）本プロポーザルに要する作成経費や旅費等の必要諸経費等は、提案者の負担とする。

（2）提出書類は、選定以外の目的に使用しないものとする。

（3）提出書類に虚偽の記載があった場合、また、その他不正行為をした提案者は失格とする。

（4）本プロポーザルの提案を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

（5）失格条項等

次の各号に該当する場合は、棄権もしくは失格とみなし、審査の対象より除外する。

① 提出期限までに提案書の郵送がなかった場合は、棄権とみなす。

② 虚偽の内容が記載されている場合。
③ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
④ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

10. 本プロポーザルの中止

緊急やむを得ない理由により本プロポーザルを中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本町へは請求できないものとする。

11. 本要領の効力

本要領は広告の日から適用し、選定事業者との契約を締結した日の翌日にその効力を失うものとする。